「Aichi Free Wi-Fi 施設マップ」登録にあたっての基本事項

(目的)

1 本基本事項は、「Aichi Free Wi-Fi 施設マップ」への登録にあたり基本事項を定めるものである。

(登録条件)

- 2 「Aichi Free Wi-Fi 施設マップ」への登録にあたっては、次の条件を全て満たしている ものとする。
- (1) 法令及び公序良俗に反しないものと認められる施設に設置されたものであること。
- (2) 国内外からの来訪者の利便性向上のため、誰もがその場で利用手続きを行うことで、 一定時間無料でインターネットに接続できるサービスを提供すること。
- (3) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の登録を受けた事業者が提供する無料公衆無線LANサービス又はネット犯罪が起きた時に、警察、裁判所のほか関係省庁からの法令に基づく照会に対応できる事業者による無料公衆無線LANサービスであること。
- (4) 犯罪利用等を防止するため、無料公衆無線LANサービスの利用開始にあたっては、 以下の認証方法又は同等のトレーサビリティー(利用者の本人確認性)を確保できる方 法で運用されているものであること。

〈認められる例〉

認証方法	利用開始手続き
ショートメッセージ連携	電話番号登録及びショートメッセージ受信後に利用可能と
	なるもの。
対面配布	パスポート等の確認後、ID及びパスワードを付与。
	I D及びパスワード登録後に利用可能となるもの。
SNS連携	SNSアカウント登録後に利用可能となるもの。
メール連携	メールアドレス登録及びメール受信後に利用可能とな
	るもの。
アプリケーション連携	端末にアプリケーションをインストールして、アプリ
	ケーションの利用登録後に利用可能となるもの。

(5) その他、無料公衆無線LANサービス利用者の利便性を著しく損なわないものであること。

(登録手続き)

3 「Aichi Free Wi-Fi 施設マップ」への登録を希望する施設オーナーは、原則としてあい ち電子申請・届出システムより申請するものとする。